

鹿児島市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例素案

第1章 総則

項目	本市の基準（概要）	参考
【従うべき基準】		
安全計画の策定等	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての「安全計画」を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	国基準と同じ ※必ず適合しなければならない基準であり、特段の事情や地域性が認められないため。
	乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。	
	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。	
	乳児等通園支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	
自動車を行う場合の所在の確認	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。	
	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。	
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じて当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。	
利用乳幼児を平等に取り扱う原則	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	
虐待等の防止	乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	
食事	乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	
秘密保持等	乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	

項目	本市の基準（概要）	参考
【参酌すべき基準】		
最低基準の目的	この条例で定める基準は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を行うことにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	国基準に同じ ※特段の事情や地域性が認められないため。
最低基準の向上	市長は、児童福祉審議会等の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	
最低基準と乳児等通園支援事業者	乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	
乳児等通園支援事業者の一般原則	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	
	乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	
	乳児等通園支援事業者は、自らその行う乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	
	乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	
	乳児等通園支援事業所には、児童福祉法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	
乳児等通園支援事業者と非常災害対策	乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、 <u>その立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てなければならない。</u>	市独自基準 (下線部分)
	乳児等通園支援事業者は、 <u>具体的計画の内容について、職員並びに利用乳幼児及びその保護者に分かりやすく当該乳児等通園支援事業所に掲示しなければならない。</u>	市独自基準 (下線部分)
	乳児等通園支援事業者は、 <u>非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に職員に周知しなければならない。</u>	市独自基準 (下線部分)
	乳児等通園支援事業者は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。この場合において、当該訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。	国基準に同じ ※特段の事情や地域性が認められないため。
職員の一般的条件	利用乳幼児の乳児等通園支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	国基準に同じ ※特段の事情や地域性が認められないため。
職員の知識及び技能の向上等	職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	
	乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	

項目	本市の基準（概要）	参考
衛生管理等	<p>乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>国基準に同じ</p> <p>※特段の事情や地域性が認められないため。</p>
内部の規程	<p>乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) その行う乳児等通園支援の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 乳児等通園支援を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項 	
帳簿	<p>乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。</p>	
苦情への対応	<p>乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、当該乳児等通園支援の提供に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	

第2章 乳児等通園支援事業

○ 通則・共通事項

項目	本市の基準（概要）	参考
【従うべき基準】		
乳児等通園支援事業の区分	乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。 ・「一般型乳児等通園支援事業」とは、余裕活用型乳児等通園支援事業以外の乳児等通園支援事業をいう。 ・「余裕活用型乳児等通園支援事業」とは、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所において、当該施設又は事業の利用児童数が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。	国基準に同じ ※必ず適合しなければならない基準であり、特段の事情や地域性が認められないため。
乳児等通園支援の内容	乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、乳児等通園支援事業を利用する乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた支援を提供しなければならない。	
【参酌すべき基準】		
項目	本市の基準（概要）	参考
保護者との連絡	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	国基準に同じ
電磁的記録	乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	※特段の事情や地域性が認められないため。

○ 一般型乳児等通園支援事業

項目	本市の基準（概要）	参考
【従うべき基準】		
設備の基準（調理設備に係る部分）	乳児室、ほふく室、乳児等通園支援室又は遊戯室（以下「乳児等通園支援室等」という。）を3階以上に設ける建物に調理設備※を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 ※次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。 (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。	国基準に同じ ※必ず適合しなければならない基準であり、特段の事情や地域性が認められないため。

項目	本市の基準（概要）	参考
職員の基準	乳児等通園支援従事者（保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者）を置かなければならない。	国基準に同じ ※必ず適合しなければならない基準であり、特段の事情や地域性が認められないため。
	乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。	
	乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。 (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所等とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。 (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。	
【参酌すべき基準】		
項目	本市の基準（概要）	参考
設備の基準（調理設備に係る部分除く）	(1) 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。 (2) 乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65㎡以上であること。 (3) ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上であること。 (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。 (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児等通園支援室又は遊戯室及び便所を設けること。 (6) 乳児等通園支援室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98㎡以上であること。 (7) 乳児等通園支援室又は遊戯室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。	国基準に同じ ※特段の事情や地域性が認められないため。
乳児等通園支援室等を2階以上に設ける建物の基準	乳児等通園支援室等を設ける階に応じて、次の各号に掲げる要件に該当すること。 (1) 2階に設ける建物はア、イ及びキ (2) 3階に設ける建物はア、ウ及びオからケ (3) 4階以上に設ける建物はア及びエからケ ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。 イ 常用の屋内階段または屋外階段が設けられていること。 また、避難用に「建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段」「待避上有効なバルコニー」「建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備」「屋外階段」のうち1以上が設けられていること。	

	<p>ウ 常用の屋内階段（建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造に限る。）及び屋外階段が設けられていること。 また、避難用に「建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段」「建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備」「屋外階段」のうち1以上が設けられていること。</p> <p>エ 常用の屋内階段（建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造に限る。）及び屋外階段（建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造に限る。）が設けられていること。 また、避難用に「建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）」「建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路」「建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段」のうち1以上が設けられていること。</p> <p>オ ウまたはエの施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児等通園支援室等の各部分からその位置に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>カ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>キ 乳児等通園支援室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ク 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>ケ 乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>	
--	--	--

○ 余裕活用型乳児等通園支援事業

項目	本市の基準（概要）	参考
【従うべき基準】		
設備及び職員の基準	<p>設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）</p> <p>(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準</p> <p>(3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）</p> <p>(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）</p>	<p>国基準に同じ</p> <p>※必ず適合しなければならない基準であり、特段の事情や地域性が認められないため。</p>
【参酌すべき基準】		
項目	本市の基準（概要）	参考
なし	—	—